

## 計画事業に係る事後評価記載様式(初年度・2年度目)

### 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討を行ったか。

昨年度、法定協議会にて策定した「武豊町地域公共交通総合連携計画」に基づき、本年7月27日より武豊町コミュニティバス事業の運行を開始した。当該バス事業は、武豊町にとって「お年寄り等が安全に暮らせ、気軽に移動できる生活の足の確保」を目指す根幹的な事業で、運行開始に当たっては、法定協議会はもちろんのこと、事前に地域説明会を実施するなどして、住民を始めとする関係者との事前協議を十分に行い、現時点で実施できる最適な公共交通事業を展開した。

### 計画事業の実施

事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

武豊町地域公共交通総合連携計画に位置付けた3つの事業の内、武豊町コミュニティバス事業については、計画のとおり7月27日より運行を開始した。車両数2台、基幹(緑)・赤・青の3ルート、全22便の運行で、「無料お試し券」利用可能期間後の10月定常時の利用実績は1日当たり平均乗車人員69.9人、1便当たり3.14人となった。これは、お試し券利用可能期間後の定常時の利用人数で、かつ、平成15年に試行運行した時の実績(35.5人/2.2人)を大きく上回る利用実績が得られ、適切な実施ができたと言える。

事前予約制バス(タクシー)事業については、同種の事業を先行的に実施しているみよし市の事例調査を行い、計画のとおり来年度の運行を目指した検討を進めた。今後は導入を希望しモデル的に実施する地区住民からの要請を地区説明会等を通して確認していく予定。

利用促進事業については、広報事業として時刻表を作成し、広報や地区説明会等を通してコミュニティバス事業の広報活動を実施した。また、運行開始時の7/27～9/30の約2ヶ月間有効な無料お試し券を時刻表とあわせて配付することで、認知度の向上と利用に対する抵抗感の払拭を目指す対応を行った。

## 具体的成果

定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。  
その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

武豊町地域公共交通総合連携計画において事業評価の実施を位置付け、3つの指標から評価を行うこととしている。指標 のバス停カバー面積割合については、カバー率73%目標値(80%)を上回ることができなかったが、今後、ルートの見直しや事前予約制バス(タクシー)事業の導入によるカバー率の拡大を目指す。なお、鉄道駅を含めたカバー率は92%を確保できており、最低限の交通空白地域の解消はクリアできていると考えている。

指標 の乗降者数の推移にみる必要性評価については、計画の評価基準は年度単位を想定しているため1年に満たない現時点では計画とおりの評価はできていないものの、当該評価時までの月単位の運行実績を確認した。無料お試し券の配付による利用促進施策時や季節変動等の影響を考慮して、当初2ヶ月間の運行実績の推移を見ると、8月時の1日当たりの平均乗車人員110人から9月時は118人と増加している。また、無料お試し券の有効期間以降は、平均乗車人員は9月時から低下しているものの、10月時の70人/日から11月は78人/日と増加しており、適切な事業開始ができたと考えている。

指標 の利用者満足度の評価については、計画の評価基準は定期的に行う調査時点間の比較を想定しているため計画とおりの評価はできていないものの、運行頻度・運転手の対応など10項目全てにおいて「満足」との回答が過半数を超えており、利用者の一定の評価を得た事業開始ができたと言える。

実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

指標 のカバー面積割合は、将来像の「気軽に移動できる生活の足の確保」つまり交通空白地域の解消を目指した評価で、バス停だけでは当初目標値を達成できなかったが、鉄道駅を含めた公共交通全体でのサービス提供では目標値を上回り、一定の成果が得られたと判断している。

指標 の乗降者数の推移は、事業の継続性を判断する指標で、運行期間の間もない現時点では結論づけられないものの、事業開始の利用者数の推移が増加した結果が得られ、一定程度の事業の必要性が認められたと判断している。

資料 の利用者満足度は、サービス提供内容が利用者にとって利用に耐えられる・満足の得られる内容であるかを判断する指標で、これも利用者の一定の評価を得たと判断している。一度利用していただければ、コミュニティバスの利便性を体感し、満足してもらえるものと考えられるため、リピート利用、事業の継続性の確保につながるものと考えている。

別添資料参照

## 自立性・持続性

### 1 事業の本格実施に向けての準備

実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。

事業評価指標により、乗降者数の推移、利用者満足度から、コミュニティバスのサービス内容の適切性を確認している。乗降者数のモニタリング期間が少ないことが懸念されるが、関係者からの事業継続に対して疑問視する声はないと捉えている。

実施した事業について利用者数が想定をかなり下回るなど効果が現れていない場合には、翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。翌年度も同じ事業を実施する場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

前述しているとおり、事業当初の目安となる平成15年時点の試行運行の実績を上回る利用実績が得られているため、翌年度の事業継続は特に問題となる点はないと認識している。

### 2 事業の実施環境

当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。

初年度の事業にあたっては、総合事業(計画事業)による国費のほか、武豊町からの財政支出により運賃収入で賄えない事業費を確保した。次年度についても同様に、武豊町等からの財政支出によることで関係者の合意が形成されており、武豊町平成23年3月議会において審議してもらうことになっている。

住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を翌年度実施する環境を整備しているか。

武豊町地域公共交通総合連携計画で位置付けている利用促進事業の中に、「サポーター制度」と「広告事業」の導入を計画している。当該事業の萌芽として、住民有志により「武豊町コミュニティバス利用促進友の会」が組成され、住民による事業を守り育てる取り組み(ベンチの設置等)がスタートしている。当該事業は、愛知県の公共交通利用促進モデル事業の認定(支援)を受けている。これら住民活動の動きを大切に、事業環境整備を進める。

当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。

第6回法定協議会において「運賃収入実績」を報告し、事業収支の状況について確認した。実証運行期間の乗降客数(運賃収入)の動向をモニタリングすることで、現行のバス事業に関する武豊町の財政支出負担が増えないように利用促進を図っていくことが確認された(来年度の導入に向けて事前予約制バス(タクシー)の事業費の予算化を別途目指すことも併せて確認した)。

## 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

法定協議会の審議事項は協議会規約に規定されている。計画事業の審議については、武豊町地域公共交通総合連携計画の中で「PDCAサイクルの導入による事業評価の実施」を位置付けており、法定協議会による適切な事業評価の実施、評価結果の報告・協議を行っている。

協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。

法定協議会の構成員には、武豊町の区長会長、議会議長及び老人クラブ等各種団体の代表者が含まれている。また、計画事業の開始時には、地域説明会を実施し、住民との意見交換の場を確保しており、また、事業開始後は利用者アンケート調査により、利用者の意見を集約する機会を設けている。

計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。

法定協議会は、計画策定時(昨年度)に4回開催し、事業内容の協議調整を行い、本年度の事業実施時は、5月開催時に事業内容の詳細確認を行った。また、12月開催時に、計画事業のモニタリング(事業評価)結果を報告し、適切な事業実施ができていないか協議を行った。

協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。

法定協議会の傍聴は可能であり、開催時は必ず傍聴席を準備している。議事録は事務局及び武豊町ホームページにて公表している。

地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

法定協議会において、計画事業の実施計画、実施状況が報告・協議され、事業内容等が審議された。翌年度の実施については、12月開催時のモニタリング(事業評価)結果の報告を受け、事業評価の分析内容に対する意見等が指摘されたものの、事業継続を問題視する意見はなく、事業継続について合意形成がなされている。加えて、「事前予約制」バス(タクシー)事業についても、既存の事業とは別に、来年度の運行を目指して別途予算化に向けた取り組みを進めること確認した。

# 武豊町地域公共交通会議

平成21年4月30日設置



## 概要

バス交通がない本町において、来るべき少子高齢化社会に対応するべく自家用車に依存した生活移動を見直す必要があるため、「高齢者等が気軽に移動できる生活の足の確保」を基本目標としバス運行の検討調査を実施

### 地域公共交通の現況

- ・名古屋鉄道河和線3駅、JR武豊線1駅
- ・路線バスの撤退後、バス交通は運行はされていない
- ・タクシー事業者にて、タクシーサービスは行われている

### 地域公共交通の課題

- ・平成15年に3か月間、ジャンボタクシーで巡回バス試行運行を実施。しかし、PR不足、ダイヤ、ルートの見直しを実施せず、利用者が少なく本運行に至らなかった。
- ・平成19年5月、町議会よりコミュニティバス運行の要望書が町に提出された。
- ・来るべき少子高齢化社会に対応し、自家用車に依存した生活移動を見直す必要性。

### 武豊町地域公共交通総合連携計画(内容)

#### <基本方針(将来像)>

- ・「お年寄り等が、安全に暮らせ、気軽に移動できる生活の足の構築」を目指す。

#### <計画事業>

##### 武豊町コミュニティバス事業

(車両2台、3ルート、全22便、1乗車100円、毎日運行)

##### 事前予約制バス(タクシー)事業

(コミバスでカバーできない市街化調整区域を対象、H22年度より運行開始を計画)

利用促進策(広報、無料お試し券の発行等)

試行開始:平成22年7月27日から  
運賃:1乗車100円  
【乗り継ぎもできます】  
(障がい者の介護者、未就学児は無料)  
運行日:毎日【土・日・祝日も走ります】  
(ただし、12月29日から1月3日は運休)

**どなたでもご利用できます**

**バスの利用方法**

【乗り方】  
100円を用意して、運転手さん横の料金箱に入れてください。  
【降り方】  
降りたいバス停の名前が呼ばれたら、バスの壁などに付いているチャイムを押してください。  
【乗り継ぎ】  
別のルートに乗りたい場合、バスを降りる時に運転手さんに乗り継ぎ券をもらってください。

凡例

- 基幹 緑ルート (右回り)
- 基幹 緑ルート (左回り)
- 北部 赤ルート
- 南部 青ルート
- ③ バス停 (数字はバス停番号)

時刻表は裏面をご覧ください

事前予約乗合  
タクシー車両

### 事業の進捗状況

- ・平成22年7月27日より、武豊町コミュニティバス事業の運行を開始。
- ・事業開始前に利用促進策の「バスマップ時刻表」を作成し全戸配布、広報・地区説明会にて広報活動の実施。
- ・運行開始後9月30日まで無料お試し券を配付して、利用促進策を実施。

### 事業を実施する上で苦労した点、工夫した点、頑張った点など

- ・鉄道駅のバス停等設置において、駅前広場の使用に対する関係者調整等に時間を要した。
- ・基幹(緑)、赤、青ルート of 接続ポイントを利便性の高い名鉄知多武豊駅で当初ルート設定したが、関係者の了解が得られず、最寄りの武豊町役場を接続ポイントとして事業変更した。
- ・バス停設置に関する関係者調整は苦労した。

### 事業の具体的な成果や今後の課題など

- ・無料お試し券利用可能期間後の定常時(10月)の利用実績が、1日あたり平均乗車人員69.9人、1便当たり3.14人となり、平成15年に試行運行した時の実績(35.5人/2.2人)を大きく上回る利用実績が得られ、適切な事業開始ができたと判断している。
- ・武豊町コミュニティバス事業でカバーしない「市街化調整区域等交通空白地域」を対象とする「事前予約制バス(タクシー)事業」について、平成23年度におけるモデル地区での運行開始を計画している。

### その他特記事項(計画の遅れの理由、その他特に取り組んでいる事業など)

- ・武豊町地域公共交通総合連携計画において「PDCAサイクルの導入による事業評価の実施」を位置付けており、バス停カバー面積割合、乗降者数の推移、利用者満足度の3指標による事業評価を行った。は若干目標をクリアできなかったが、その他2指標は概ねクリアした結果が得られており、適正な事業開始ができたと判断している。
- ・住民有志による「武豊町コミュニティバス利用促進友の会」が組成され、住民による事業を守り育てる取り組み(ベンチの設置等)がスタートした。当該事業は、愛知県の「公共交通利用促進モデル事業」にも認定され、支援を受け事業が進められている。